

特記仕様書(1)

1. 適用範囲

本業務は、大阪市建設局作成による「業務委託共通仕様書(平成28年9月)〈令和5年9月1日以降発注分より適用〉」に基づくほか、各特記仕様書に基づいて実施しなければならない。

なお、詳細については「大阪市建設局ホームページ

(<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/>) > 入札契約情報 > 入札・契約のお知らせ > 共通仕様書のダウンロード > 業務委託共通仕様書 > 業務委託共通仕様書(平成28年9月)〈令和5年9月1日以降発注分より適用〉」に掲載されている。

2. 委託期間

委託期間は、契約日より、令和10年3月31日までとする。

3. 履行場所

大阪市内の都市計画道路

4. 歩掛適用年月について

本業務の積算に用いている歩掛は、設計業務等標準積算基準書(2025年度版(令和7年度版):国土交通省監修)を適用している。

【積算基準関係図書】

設計業務等標準積算基準書・同参考資料【国土交通省】(令和7年度版)

【積算基準関係図書のダウンロードについて】

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000035394.html>

5. 単価適用年月について

本業務の積算に用いている設計業務委託等技術者単価については、国土交通省より、令和7年2月14日付で示された「令和7年度 設計業務委託等技術者単価」を適用している。

6. 業務目的

公共事業は、効果的・効率的な遂行や透明性確保の観点から、事業開始前や事業中などの各段階において事業の必要性・妥当性・実現見通し等を評価することが求められている。大阪市においても、街路事業は「大阪市建設事業評価実施要項」に基づき、随時、事業の進捗状況とあわせて、費用便益比(B/C)に代表される効果指標を用いて事業の効果や必要性等に対する評価を行い、事業継続の適否等の判断を行っている。

そのような中、B/Cを用いた評価においては、基本的に国土交通省による「費用便益分析マニュアル」に基づき一律に定量化(貨幣換算)しており、当該路線を整備する前後における交通量の変化量を用いて3項目(「走行時間短縮便益」、「走行経費減少便益」、「交通事故減少便益」)に限定して貨幣換算している。

一方で、街路事業における事業効果（便益）は、上記3項目以外にも存在するものの、対象地域や整備内容など、個別の特性に応じた多様な発現効果があることから、全国共通の便益としては、その算定式や原単位（貨幣価値）が設定されていない状況である。

本業務は、大阪市域における街路事業の事業評価を行うにあたり、本市の地域特性や事業特性等を踏まえた事業効果を多面的かつ定量的に評価する便益を設定するとともに、その算定手法について検討・提案し、大阪市版の費用便益分析マニュアルとして取りまとめ、これに基づき事業中路線等（計28路線）の便益算定を行うことを目的とする。

7. 業務内容

7.1 計画準備

各業務において、業務の目的・主旨を把握したうえで以下に示す業務内容を確認し、「業務委託共通仕様書（I-1-1-1-1 2 業務計画書 第2項）」に示す事項について業務計画書を作成すること。

7.2 現地踏査

事業趣旨の把握や、便益項目の抽出、原単位の設定等にあたり、対象路線の現地状況を確認し、整理すること。

7.3 大阪市の特性に応じた定量的便益の検討

整備済みの都市計画道路における整備効果（定性・定量）を抽出・整理するとともに、他都市事例等も踏まえ、発現する定性効果の定量化（貨幣価値化）の可能性について検討・整理を行い、「7.5 原単位設定調査（統計情報収集・CVM）」へ展開すること。

7.4 大阪市に対応した便益算定式の検討

費用便益分析マニュアルの作成に向けて、過年度の業務成果（他都市事例等）、並びに必要なに応じて収集・整理を行った参考事例、費用便益分析に関する既往文献等により、算定式を検討・整理し、本市への適用可能性について検討すること。

なお、算定式の検討・整理にあたっては、「7.3 大阪市の特性に応じた定量的便益の検討」の結果を踏まえた街路事業による発現効果（定量）について、各項目間に重複（「費用便益分析マニュアル（国土交通省）」との重複含む）がないことを確認すること。

また、算定式の検討にあたっては、大阪市の地域特性を踏まえ、本市街路事業の発現効果を適切に評価し、かつ調査・収集可能な原単位等を設定するとともに、その収集方法（CVM等）等について検討・提案すること。

なお、算定式及び原単位の設定並びに収集方法の検討・提案にあたっては、「7.6 学識経験者等へのヒアリング及び検討会運営補助」において意見聴取を行い、その結果を反映すること。

7.5 原単位設定調査(統計情報収集・CVM)

「7.4 大阪市に対応した便益算定式の検討」の結果を踏まえ、原単位設定に向けた調査（統計

情報の収集・集計やCVM調査)を行うこと。

なお、CVM等のアンケート調査にあたっては、監督職員と協議のうえ、調査資料の作成及び調査・集計・とりまとめを行うこととし、以下の手法で行うことを想定しており、変更が生じた場合は監督職員と協議のうえ、設計変更の対象とする。

- ・ 市内の世帯を無作為に抽出し5000票を配布すること。
(送付先とする宛名ラベルは発注者が提供する。)
- ・ 送付は、はがきとし、回答用のwebフォームを別途用意すること。
はがきにはQRコード及びURLを記載すること。
- ・ 1つのアンケート調査で5項目(項目数は想定)の便益を取得すること。

また、「7.6学識経験者等へのヒアリング及び検討会運営補助」において、調査方法及び調査結果について意見聴取を行うこととし、その結果を踏まえて必要となった追加調査や結果の再整理等については監督職員と協議のうえ、設計変更の対象とする。

7.6 学識経験者等へのヒアリング及び検討会等の運営補助

「7.4大阪市に対応した便益算定の検討」や、「7.5原単位設定調査(統計情報収集・CVM)」、「7.7「費用便益分析マニュアル(大阪市版)(案)」の作成」における検討方針や内容、結果等について学識経験者等の意見を聴取すること。

なお、意見聴取は検討会等において行うことを想定しており、その会議資料作成や当日の準備・進行、議事録作成、会議結果を踏まえた資料修正などの運営補助を行うこと。

また、学識経験者等の人数は5名程度、検討会の開催回数は計5回程度を想定するが、各検討会の開催に先立ち、事前にヒアリング調査を行うこととする。(検討会：5回/委員への事前ヒアリング：5人×5回)

7.7 「費用便益分析マニュアル(大阪市版)(案)」の作成

過年度の検討結果や大阪市の特性、街路事業の事業内容等を踏まえ、適切に事業効果(便益)を定量化(貨幣価値化)するマニュアルをとりまとめること。なお、とりまとめにあたっては、下記の各段階を想定しており、各段階において有識者等への意見聴取を想定している。

(1) 費用便益分析マニュアルの体系整理

大阪市の地域特性や都市計画道路の整備内容を整理し、事業効果(便益)分析マニュアルの枠組みや掲載すべき事項等について検討するとともに、体系化の視点を整理の上、体系案を作成すること。

(2) 費用便益分析マニュアル(素案)の作成

「7.4大阪市に対応した便益算定式の検討」及び「7.5原単位設定調査(統計情報収集・CVM)」の結果をもとに「費用便益分析マニュアル(素案)」を作成すること。

(3) 「事業効果(便益)分析マニュアル(案)」のとりまとめ

「7.6学識経験者等へのヒアリング及び検討会運営補助」の結果等を踏まえ、「費用便益分析マニュアル(素案)」を見直し、「費用便益分析マニュアル(案)」としてとりまとめること。また、

「費用便益分析マニュアル（案）【概要版】」についてもあわせて作成すること。

7.8 都市計画道路の整備プログラム路線等(計 28 路線)における費用便益比算定

「費用便益分析マニュアル（案）」の有用性検証、運用上の課題等把握の観点から、都市計画道路の整備プログラム路線等（計 28 路線）における便益算定を行うこと。

また、各路線の総事業費・残事業費を更新したうえで、費用便益比の算定を行うこと。事業費は過年度成果をもとに整理するが、事業の進捗にあわせて残事業費の考え方（積算工種）及び金額を更新すること（単価時点更新含む）。

7.9 打合せ等

本業務では、初回（業務着手時）、中間（6回）、完了時（成果品納入時）の計 8 回の打合せ協議を見込んでいる。

なお、業務着手時、成果品納入時については、原則として管理技術者が立会うものとする。

7.10 照査

照査技術者により照査を行う。照査技術者により照査計画書を作成し、照査に関する事項を定めること。また、業務の完了に伴い、照査結果を照査報告書として取りまとめ、提出すること。

7.11 報告書作成

検討結果を取りまとめ、報告書を作成すること。また、報告書の概要版については、A4 サイズ 5 枚程度、並びに A3 サイズにて 3 枚程度にまとめたものを作成すること。

業務委託共通仕様書に基づき、業務成果概要書等の作成時には目次を作成し、インデックスを使用する等、判別が容易となるよう取りまとめること。

報告書の取りまとめは、7. 1 から 7. 1 0 までに示す業務内容の項目に従って行うこと。

8. 貸与資料(既往業務報告書)

- ・都市計画道路の整備効果に関する検討業務委託
- ・平成 23 年度 都市計画道路の整備効果に関する検討業務委託
- ・令和 7 年度 街路整備推進調査業務委託

9. 管理技術者および照査技術者

本業務において、直接雇用関係を有し、下記ア～エの資格のうちいずれに該当する管理技術者及び照査技術者を配置すること。

- ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「道路」または「都市及び地方計画」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「建設－道路」または「建設－都市及び地方計画」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。

ウ. 上記ア・イと同等の能力と経験を有する者。(ただし、国土交通大臣(旧建設大臣)が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者。

エ. RCCM(「道路」又は「都市計画及び地方計画」)の資格を有し、登録を受けている者。

10. 安全管理

道路交通に支障をきたさないよう安全管理上必要な対策を講じ、万全の体制で作業を行うこと。

11. 再委託について

業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

- (1) 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断
- (3) 検討業務における手法の決定及び技術的判断

12. 成果品

成果品は次のとおりとする。

- (1) 電子データ 2部(CD-R または DVD-R)
- (2) 紙ベース 2部(A4判パイプ式ファイル)

- ・ 報告書等及び図面電子データについては、「PDF形式」でもデータを作成すること。
- ・ 成果品の詳細についての様式等は、監督職員の指示に従うこと。
- ・ 電子媒体については、下記に示す項目に従うものとする。
- ・ CD-Rの使用を原則とする。
- ・ 基本的に1枚の媒体に格納する。

また、データの提出を行うときは、以下の項目に従う。

●媒体のラベルには以下の情報を明記する。

- ・ 委託名称
- ・ 作成年月
- ・ 発注部署名
- ・ 受注者名
- ・ ウィルスチェックに関する情報



13. その他

- ・成果品の提出については、監督職員と綿密に打合せや連絡調整を行うこと。
- ・本業務により得られた情報は他に漏洩しないこと。
- ・公的機関以外での立入がある場合は、事前に監督職員と綿密な打合せを行うこと。
- ・関係機関との協議に作成した資料については、関係先との協議結果により、修正や追加が生じたときは、監督職員の指示に従い、業務遂行に努めるものとする。
- ・本業務遂行にあたり、特記仕様書に定めなき事項や疑義が生じた場合には、その都度、監督職員と協議し、その内容を確認したうえで業務を遂行しなければならない。その結果、業務内容に変更が必要となった場合は設計変更協議の対象とする。
- ・コンプライアンス（公益通報）については、別紙－１のとおりとする。
- ・生成 AI 利用に関する特記仕様書については、別紙－２のとおりとする。

特記仕様書(2)

(条例の遵守)

第 1 条 受注者および受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成 18 年大阪市条例第 16 号)(以下「条例」という。)第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第 2 条 受注者は、当該業務の履行について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(建設局総務部総務課)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(建設局総務部総務課)へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第 3 条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第 4 条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第 5 条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

(発注者：大阪市 受注者：請負者)

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。